

用語説明

TERMINOLOGY

日系語彙

TERMINOLOGY

用語	解説
DV(ドメスティックバイオレンス)	夫婦や恋人など婚姻の有無を問わず親密なパートナー間の身体的心理的暴力のことをいい、殴る、蹴る、威嚇する、存在を無視する、心理的な苦痛を与えるなどがあり、平成13年4月にDV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)が制定された。
IT	英語のInformation Technology 情報技術の略。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。
NPO	英語のNon-Profit Organization 非営利組織の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の元で社会的な公益活動を行う組織・団体。ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指す。社会の様々な課題に対して、解決したいという想いや志を持った個人が集まり、自らやるべきことを発見して行動し、実現しようとする組織や団体。
アウトソーシング	既存の業務形態を見直し、定型的な業務(主に情報システム)を外部の専門家に委託して効率化を図る業務形態を指す。外部の専門家に管理・運用を任せるので、人件費や時間などのコストを節減できる、といったメリットがある。
エコアップ	都市化され、自然環境が失われた地域の生物的環境を改善していくというもの。単に、木を植え、緑をふやすといった活動だけでなく、植物や野鳥、昆虫など生物の種類や個体数が増え、いろいろな生態系がみられるように、現在の環境を整えていくこと。

用語	解説
グローバリゼーション	「国際化」「地球規模化」。経済活動やものの考え方など、ものごとの規模が国家の枠組みを越え、地球全体に拡大すること。
コミュニティビジネス	住民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称。 実施主体は、NPO、企業組合、農業法人のほか、有限会社、株式会社など多様。 コミュニティビジネスの分野は、生活密着型ビジネス（介護サービス、家事サービス、子育て支援など）を始め、地域振興（まちづくり、文化の継承・創造、国際交流など）や資源循環型社会の進出（環境・エネルギー・リサイクルの推進など）のほか、今後新たな産業の創出や産業創出支援などの分野での活躍が期待されている。
デイサービス	「日帰り介護」「日帰りサービス」利用者が朝、センター等へ行き、食事や入浴をしたりして昼間を過ごし、夕方自宅へ帰って行くといった日帰りのサービス。センターへの行き帰りの送迎やレクリエーション等も行っている。
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。昭和49年(1974年)に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出したころから、使用されるようになっている。

用語	解説
パートナーシップ	立場や構成原理の異なる組織同士が、共通の目標を達成するために、共同で事業を立ち上げ、必要な資源(金、モノ、人、情報・知識、ノウハウ・技術、施設、場所、権限、社会的信用など)を提供しあい、それぞれの特性を活かして担う部分を分担すること。事業の内容、分担の取り決めについて、それぞれが情報を共有して対等な立場で協議することが重要。
プライマリーバランス	行政の財政状況を示す。公債などの借金を除いた歳入と、過去の借金の元利払いを除く歳出を比較する。歳出の方が多ければ赤字となり、将来の借金負担が経済規模に比べ増大することになる。黒字になれば、新たな借金は過去の借金返済に充てられるため、財政が健全であることを示す。政府は歳出削減などで、2010年代初頭の黒字を目指している。
ヘルスプロモーション	直訳すると「ヘルス（＝健康）をプロモート（＝推進・演出）する」。その定義は、「人々が自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセス」。従来の健康づくりといえば、専門職（医師、保健師、栄養士など）が「指導」を行い、「健康」へと導くものとされていたが、任せではなく、自分たちの力で健康や豊かな人生を手にいれられるよう、専門職が知識・技術の提供や環境づくりなどを通して支援していくという形になってきている。
ボランティアバンク	何かしらのボランティア活動をしたい人が、バンクに自身の技術や特技など得意分野を登録し、その登録内容を元に、ボランティアを必要とする人や団体のニーズとマッチングして、ボランティア活動に参加してもらうようにする仕組み。

用語	解説
マネジメントサイクル	事業を「PLAN(計画) – DO(実施) – CHECK(評価) – ACTION(改善)」の流れで考え、実施結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとする考え方。
ワークショップ	もともと英語の意味は、「工房」「作業場」など、共同で何かを作る場所を意味する。まちづくりの分野では、地域住民が現場を体験しながら、これからまち(地域)のあり方、具体的な取組み内容などを提案としてまとめること、また、その作業を行う「集会」を意味する。
介護保険	40歳以上の方全員が被保険者(保険加入者)となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部(原則10%)を支払って、介護サービスを利用する制度。市町村が保険者となって制度の運用を行っていることから、「地方分権のモデル」とも言われている。
核家族化	一組の夫婦と未婚の子どもだけによって構成される家族のことを核家族と呼び、その傾向が進むことが核家族化である。核家族が増えたのは、都市集中による人口流動により、父祖の地を離れる人間が増加したことによる。
学校選択制度	従来は、住所により通学する学校が決められていたが、保護者の希望により自分の子どもの就学する学校を自由に選べる制度。メリットとして、①保護者の学校に対する関心が高まる。②各学校が競争意識を持って、切磋琢磨する。③学校の情報が外部に公開されるため、学校内にいい意味での緊張感ができるなど。デメリットとしては①特定の学校に人気が集中し、学校間格差が広がる。②地域と保護者の連帯感が希薄化する懸念がある。③選択指標の不足により、風評に振り回される。

用語	解説
機関委任事務制度	<p>地方自治体の長などを国の「地方出先機関」とみなして事務を行わせるもので、都道府県の事務の7~8割、市町村の事務の約3~4割を占めていた。</p> <p>機関委任事務については、国と地方自治体との責任の所在がはっきりしないこと、地方自治体は国の定める画一的な基準に従わざるをえず、住民のニーズを的確に反映しにくいことなどの問題があり、また、国・都道府県・市町村があたかも上下の関係にあるかのような印象を与えてきた。</p> <p>地方分権一括法施行により、機関委任事務制度は廃止され、一部のものを国が直接実施する事務へと変更したうえで、明確に地方自治体の事務（「自治事務」と「法定受託事務」）と位置づけられた。</p>
合併特例法	<p>合併特例法（正式には「市町村の合併の特例に関する法律」）は、昭和40（1965）年に制定され、10年ごとに延長、改正してきたが、平成17年3月31日を期限とする時限立法で、自主的な市町村の合併を推進するという趣旨から、合併協議会の設置、住民発議制度、合併する場合の財政措置（普通交付税額の算定特例（合併算定替）、まちづくりのための建設事業に対する財政措置（合併特例債））や議會議員の定数の特例などを定めた法律。さらに、平成17年4月1日から平成22年3月31までを期限とする合併新法が、地方分権の一層の推進のために基本指針や都道府県知事の構想策定などを含んで制定された。</p>
国際化	<p>グローバリゼーションの同義語。商品やサービスなどを自国の言語ではない環境で、特に他の言語と文化のために、使えるように適合させる手段である。</p>

用語	解説
三位一体の改革	赤字財政などを背景として、小泉内閣の下で進めている国と地方の税財政改革であり、国庫補助金改革、税源移譲、地方交付税改革の3つの改革を一体的に進めようというもの。
指定管理者制度	多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とした制度。 従来の制度では、地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体が管理受託者として公の施設の管理を行っていたが、本制度では地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する。指定管理者の範囲として特段の制約を設けず、民間事業者も含め、門戸が広がっている。
住民自治	地方自治に含まれる概念の一つ。 地方の運営はその地方の住民の意思によって行われるべきという概念。 もとは、イギリスやアメリカなどアングロ・サクソン系の国々において発展してきたもので、地域社会の公的な問題をその地方住民が自らの意思と責任で処理することを意味している。「自治と分権」を目指す形態である。
縦割り行政	行政組織内の、同一部署の上下関係だけで物事が動き、横の連絡が取られていないこと。
少子高齢化	出生率の低下により子どもの数が減ると同時に、平均寿命の伸びが原因で、人口全体に占める子どもの割合が減り、65歳以上の高齢者の割合が高まること。程度に違いはあるが、先進諸国共通の現象である。 消費、教育、年金、社会保障、雇用労働問題など様々な分野に影響を及ぼすと考えられている。

用語	解説
昭和の大合併	戦後、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生などが市町村の事務とされた。これら行政事務の能率的処理のために市町村規模の合理化が必要とされ、昭和28(1953)年10月から昭和36(1961)年6月までに、市町村数は9,868から3,472と約3分の1になった。この時には、新制中学1校を設置管理していくために必要とされた約8,000人の人口が一つの目安とされ、昭和28(1953)年の町村合併促進法、昭和31(1956)年の市町村建設促進法の制定により進展した。
団塊の世代	第二次大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。 堺屋太一(作家、元経済企画庁長官)が命名し、「昭和22年から26年頃までに生まれた人々」(1947年から1951年ごろまで)という定義をした。
団体自治	地方自治に含まれる概念の一つ。 地方の運営は、その地方に国とは別の、独立した、自治権を持つ地方統治機構(地方公共団体、地方政府など)により行われるべきという概念。 フランスや戦前のドイツなどに代表される大陸系の国々で実行されてきたもので、国から独立した地方公共団体の存在を認め、国家行政から独立して自らの機関で事務を行うこと。統治や行政の権限を中央に集中しない(地方公共団体を設けて分権をはかる)ものであるが、いわゆる、「官治・集権」の形態ともいえる。

用語	解説
地域担当職員制度	地域と行政が一体となった協働のまちづくりを推進するためのもの。 職員を地域ごとに配置し、担当職員が様々な地域の問題・課題を地域住民とともに考え、解決するための方策を検討する。また、地域と行政の橋渡し役として、相談を受けたり、情報の提供を行う。
地球環境問題	人間が生活、生産活動を行うことにより、被害や影響が一国内にとどまらず国境を越えて地球規模にまで広がる環境問題や、我が国を含めた国際的な取組が必要とされる環境問題をいう。地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少、野生生物の種の減少、砂漠化、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題など。
地産地消	地域で生産されたものを地域で消費すること。言い換えれば、「地域で消費されるものを地域で生産すること」になる。 作る人と食べる人がお互いに顔が見える関係で、消費者が安全性を自分の目で確かめられる。また、新鮮で安全な地元の食材を提供することで、地域の農業や食文化を理解するきっかけにもなる。
地方自治制度	国家の内部において、国家とは別の人格を有する独立の地域団体の存在を認め、その地方における地方公共の事務を、その地域団体をして自主的に処理させる制度。 地方自治が「本来の自治」であるためには、国から独立の地方公共団体が設けられているという点での「団体自治」と、その事務の処理が住民の意志に基づくという意味における「住民自治」との2つの要素が兼ね合わさることが必要であり、この両者を切り離して考えることはできないものとされている。

用語	解説
地方分権一括法	正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。機関委任事務制度の廃止に伴う条文改正が中心で、なかでも地方自治法の改正は大幅にわたっており、普通地方公共団体に対する国または都道府県の関与、国地方係争処理委員会などに関する多くの規定が追加された。一括法により改正された法律のほとんどは、平成12年4月から施行されている。
中央集権	組織構造の形態で情報収集と意思決定が一極化されている組織のこと。対義語は国政分野においては地方分権。 メリットとして、全体的な情報を吸い上げ、把握が容易である。多くの情報を基に意思決定することも可能である。画一的な判断により、規模の経済が発揮されるなど。 デメリットとして、ピラミッド階層が細分化されすぎると、最下部組織(現場)の意思が上層に伝わらなくなる。 画一的な命令により、下部組織の最適化が阻害される場合もあるなど。下部組織に意思決定のプロセスが整備されていないため、中央組織が健全に機能することが必要条件。
都市内分権	自治体中にさらに決定単位を設けて、自治体内での分権を行おうとするものである。合併後、旧区域単位に当分の間置くことができる地域審議会のような制度的なものと、地方自治法による地域自治組織など実質を取るものがある。

用語	解説
富国強兵	明治政府が国力を充実させるために、産業の育成・軍備の強化をはかった政策。もとは、ヨーロッパの絶対王政のころに使用された言葉であったが、日本では明治時代初期に、近代国家を建設するためのスローガンとして使われた。「富国」とは資本主義経済を発展させて国の財政をゆたかにすること、「強兵」とは軍備を充実させて、欧米列強に負けない武力をもつことである。
補完性の原理	家族や地域などの小さな単位で可能なことはそれに任せ、そこでは不可能もしくは非効率なものだけを市町村、さらに、県、国などのより大きな単位で行うという考え方。
補助金制度	地域（地方公共団体や住民、民間）が実施する事業に対して行う財政的支援であり、政策目的を効率的に達成するための有効な手段の一つである。しかし、近年、その費用の増大や度々不正・汚職につながっていることなどが問題とされ、改革が進んでいる。
明治の大合併	明治22（1889）年、近代的地方自治制度である「市町村制」の施行に伴い、71,314あった町村数が15,859となった。この大合併により、それまで江戸時代から引き継がれてきた自然集落規模の町村が、行政上の目的（教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理）に合った規模と自治体としての町村の単位（江戸時代から引き継がれた自然集落）に改変された。この時には合併の町村単位の規模は、約300～500戸が標準とされた。

おわりに

第6次総合計画は、地方分権改革の厳しい道を歩むための計画となりました。それは、この時代が求めるものとしての認識と、積極的に取り組むことで、この地域を明るい展望に満ちたものにするという意義を持っています。

これまでの行政では行っていない民間経営の手法を取り入れ行財政運営にあたります。それは、三つの改革方針による行政評価制度を軸とした行政経営システムによる行財政改革の実行です。

そのために、政策や施策の成果目標を明らかにし、あるいは、住民と共に目標を定めるなど、住民の理解と納得が得られるようになります。さらに、行政情報を公開し、住民の参画と協働を促進しながら、新しい公共の形成を図ってまいりたいと考えています。

目標は2015年です。未来に希望を持ちながら一歩を確実に、しかも遅れることなく進めてまいります。住民の皆様の格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、ご教示をいただいた大森　彌東京大学名誉教授を始め、各方面の多くの方のご協力に感謝し、心からお礼を申し上げます。

平成18年3月

大口町長　酒　井　鎌